平成２３年（フ）第５１５号
石川県白山市一塚町773番地13
債務者　近藤喜三司
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５１６号
石川県白山市一塚町773番地13
債務者　近藤喜美子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５２３号
石川県野々市市菅原町11番15号　クレステート菅原201号
債務者　田代　秀子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２５４７号
名古屋市守山区村前町108番地
債務者　尾関　信子（旧姓石山）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６８９号
兵庫県姫路市網干区興浜1161番地３
債務者　和泉千佳子（旧姓明石）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６９２号
兵庫県加古郡稲美町加古1836番地の２　上新田高層住宅２棟103号、従前の住所兵庫県三田市けやき台４丁目28番地７
債務者　大倉　歓恭
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１２４５号
広島市佐伯区五日市１丁目12番６号　養神館病院内、住民票上の住所広島県廿日市市廿日市２丁目７番20号
債務者　島谷　恵子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３０８号
広島市西区井口台２丁目１番61―504号
債務者　小村　勝典
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３００号
福岡県久留米市高良内町2608番地14
債務者　松尾　清二
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第７０６号
北九州市小倉北区宇佐町２丁目１番10号
債務者　杉田　秀行
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９２２号
北九州市八幡西区友田３丁目２番５―501号
債務者　古賀　信子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９５６号
北九州市八幡東区桃園２丁目14番１―504号
債務者　佐藤　祐紀
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９１号
鹿児島県大島郡伊仙町大字犬田布573番地２
債務者　川上　一枝
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第６０号
鹿児島県南九州市頴娃町郡1645番地１
債務者　都外川　純
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第６１号
鹿児島県南九州市川辺町今田３番地１
債務者　内門　弘昭
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第１００号
群馬県桐生市相生町５丁目410番地の12
債務者　尾池　信二
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第４７２号
埼玉県東松山市和泉町１番34号　アートパレスＡ―５―108
債務者　森西　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４７２号
相模原市中央区宮下本町３丁目34番７号　アーバンコート103
債務者　三浦　健一
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部